

(仮称) 草津市協働のまちづくり条例 — 前文検討資料 —

☐ 委員会での意見

a. 風土・歴史などまちの特色

- ▶草津市がいつ合併して今の形になったか書きたい
- ▶風土・歴史などについては、考えるときりがないのではないか。

b. まちづくりの経過

- ▶自治体基本条例にも前文があり、それとあまり同じことを書かないよう注意する必要があるし、同条例の流れを汲んでいるということを書くべきである。

c. 協働の必要性、まちの課題

- ▶協働のまちづくりが必要であるという提案者の思いを入れたい。
なぜこの条例が作られることになったのかということを書き込みたい。

d. まちづくりの将来像

- ▶新しいまちづくりのあり方を考えるなど“新しい”という言葉を入れたい。
- ▶うつむきな姿勢ではなく、未来を担う子ども、若い世代など前向きな表現がされた前文としたい。
- ▶この条例が制定されることにより、まちづくりのやり方が変わる、次のステップに行くのだということを強調されるよい。

e. 市民の決意・思い

- ▶まちはひとりがつくるものではない。みんなで一緒につくりましょうという投げかけがあると良い。

f. その他

- ▶コンパクトにまとめたい。

前文(案)

草津市は、昭和29年に合併して以来、先人たちのたゆまぬ努力により発展を遂げ、近年では地理的優位性等を起因として人口増加に伴う都市化が進み、滋賀県内で中核的な役割を果たすまちとして発展を遂げてきました。

それぞれの地域が担ってきた歴史や文化などの特色を生かしつつ、地域の新しいまちづくりの動きにも寄り添い、これまで以上に「ずっと住み続けたい」と思えるまちを、未来を担う次世代に引き継いでいくことがわたしたち市民の願いです。

自治体基本条例では、わたしたちがまちづくりの主体として自らが必要と考えるまちづくりに協働して取り組むこととしています。そのためには、これまで以上に、市民、まちづくり協議会、基礎的コミュニティ、市民公益活動団体、市などがそれぞれの責任を自覚するとともに、役割を分担しながら「協働」してまちづくりを行わなければなりません。

「ずっと住み続けたい」と思えるまちは、わたしたち一人ひとりが、地域や世代を超え、互いに力を合わせ、未来へとつなげるための努力により達成できるものであり、そのため協働によるまちづくりを進めることへの決意を込め、ここに条例を制定します。

○(参考) 草津市自治体基本条例 前文

草津市は、豊かな水と緑に育まれた人びとの営みと街道を舞台に繰り広げられた人びとの交流が織りなす歴史と文化がいきづくまちです。

いま、さまざまな個性ある市民が、互いの存在と権利を尊重しあいながら、暮らしや活動の中で力を合わせて連携し、その積み重ねによって「いてよかった」と実感できるまちをつくること、それがわたしたちの目標です。

そのため、わたしたちはまちづくりの主体として、自ら必要と考えるまちづくりに協働して取り組みます。また、主権者である市民は、草津市全体にとって必要な取組みを地方政府である草津市に信託します。地方分権を踏まえ、市民の信託に応える、自立し自律する「自治体」をつくり、次の世代に継いでいくことは、市民にとって重要な責任と考えるからです。

したがって、わたしたちは、ここに、市民のめざすまちづくりに応える地方政府としての市の役割を明らかにし、市の基本原則としくみを規定した最も基本となる条例を制定します。

○(参考) 草津市市民参加条例 前文

草津市は、市政運営における最も基本となる上位規範として草津市自治体基本条例を制定し、その基本原則の一つとして「市民参加」を謳っています。

わたしたち草津市民は、積極的に市政に参加することにより、わたしたちが持つ経験や知識を市政に生かし、地域コミュニティ活動をはじめとしたさまざまなまちづくりの活動を通じ、草津がよりよいまちになるための担い手として行動することが大切であると考えます。

市政運営においては、市民の有する多様性が尊重され、それを踏まえた市民参加が推進されることが重要であり、市民が積極的に市政に参加することによって、市政への信頼関係をつくることができると考えます。また、市政運営における「市民ニーズの把握」「合意の形成」「計画・成果のパブリックチェック」「情報の共有・相互理解・交流」といった効果も大いに期待されるところです。

このことから、草津市自治体基本条例のもと、市政に参加する権利を有する市民がより積極的に市政に参加できるよう、必要な手続について規定する「草津市市民参加条例」をここに制定します。